



大分労働局委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

対応はお済みですか？

働き方改革関連法 事業所向け実践セミナー

参加費
無料

2019年4月より、働き方改革関連法が順次施行されています。
年次有給休暇の5日取得義務化や、時間外労働の上限規制など管理上のお悩みはありませんか？

また、2021年4月からは、中小企業における「同一労働同一賃金」がスタートします。
それに伴い、正規社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止され、非正規社員からの求めに応じた待遇差に関する説明が義務となります。賃金制度や就業規則の見直しや、待遇差の説明準備など、対応はお済みでしょうか？

大分働き方改革推進支援センターでは、専門家(社会保険労務士)を講師として、
今一度 働き方改革関連法について理解を深める少人数ワークショップ及び
オンラインセミナーを開催します！

- 1 時間外労働の上限規制
- 2 同一労働同一賃金 (パートタイマー、有期雇用労働者)
- 3 同一労働同一賃金 (派遣労働者)
- 4 人手不足、その他働き方改革関連法(年次有給休暇など)
- 5 厚生労働省管轄 雇用関係助成金の活用

5つのテーマ
で詳しく解説！

対象：中小企業の経営者、小規模事業者、人事・労務担当者 等

定員：10名程度(各企業1～2名) ※先着順

FAX : 097-529-5306

セミナー参加申込書

事業所名			
ふりがな 参加者名		電話	
E-mail	※オンラインをご希望の方は、必ずE-mailアドレスをご記入ください		
住所			

【個人情報取扱いについて】 ご記入いただきました個人情報は、公共事業の運営以外には使用いたしません。

開催スケジュール 時間：14：00～15：00（実地・オンライン共に）

※参加ご希望日の□に✓をご記入ください

テーマ	実地	オンライン
時間外労働の上限規制	☐ 2020年12月16日(水)	☐ 2020年12月18日(金)
同一労働同一賃金(パート)	☐ 2020年12月23日(水)	☐ 2020年12月25日(金)
同一労働同一賃金(派遣)	☐ 2021年1月13日(水)	☐ 2021年1月15日(金)
人手不足対策 その他働き方改革関連法	☐ 2021年1月20日(水)	☐ 2021年1月22日(金)
助成金	☐ 2021年1月27日(水)	☐ 2021年1月29日(金)

実地セミナー会場

大分働き方改革推進支援センター

〒870-0021
大分市府内町
1-4-16
河電ビル202号

【TEL】
0120-430-836



WEB 申込み

こちらの申込みフォームからも
お申込みいただけます



お申込み

【WEB申し込みフォーム】 <http://大分働き方改革推進支援センター.site/seminar.html>
【FAX】 097-529-5306
申込書に必要事項を記入の上、大分働き方改革推進支援センターまで送信して下さい。